

津波発生時の避難確保計画

小友町字谷地館51番地

小規模多機能ホーム「小百合」

管理者： 所長 村上 礼子

担当者： 村上 礼子

電話番号： 0192-56-2007

2025年 2月 作成

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成したときは、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

施設内における掲示

施設ホームページに掲載

その他 ()

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

利用形態	入所(長期)	建物の 階数	1	階
	小規模多機能			

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 15名	昼間 5名	休日 15名	休日 11名
夜間 9名	夜間 1名		

【施設が有する災害リスク】

津波災害警戒区域	基準水位	4.8m
	最大浸水深	4.5m

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難先は、以下の場所とする。

避難経路図



施設所在地	小友町字谷地館51番地	
避難場所	名称	只出自治会館
	住所	小友町字谷地館91-13

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



表内の事項のほか、統括指揮者の指揮命令に従うものとする。

※1 津波到達時間は長い場合のみ

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
【津波情報】 警報・注意報 【避難情報】 避難指示	防災行政無線（電話応答サービス 0120-273-256） 市からの登録制メール（Dメール） (登録用メールアドレス:d-touroku@rt.city.rikuzentakata.iwate.jp) テレビ・ラジオ 緊急速報メール インターネット > 気象庁気象庁HP > 陸前高田市ホームページ > 陸前高田市各種SNS

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 陸前高田市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所は下表のとおりとする。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間	避難開始基準
避難場所	只出自治会館	800m	車両 3台	2分	津波警報、大津波警報

(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応

避難方法

他施設等への事前避難

避難先（事前避難の場合）

	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間
避難場所	介護老人保健施設 松原苑	9600m	車両 3台	15分

8. 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。
これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置場所、保管場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子	3	縁側
	その他 ()		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	風呂脇
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他 ()		

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ1台、タブレット端末1台、ファックス1台
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、拡声器1台、懐中電灯1台
利用者	水3日分、食料3日分
そのほか	

10. 防災教育及び避難訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■ 防災に係る研修

毎年6月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年6月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■ 避難訓練

毎年6月に新規採用の従業員を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年6月に全従業員及び利用者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

■ 避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波防災地域づくりに関する法律71条第2項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「避難訓練実施報告書」により行う。